



アンケートのお願い

平成25年 月 日

町民活動団体代表者 様

寒川町まちづくり推進会議会長 菊地 端 夫

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

寒川のまちづくりは町民が主体という考え方で平成19年に寒川町自治基本条例を定めて以来、まちづくりについては町民と町あるいは町民同士が連携、協力し合う協働のまちづくりの推進に努めてまいりました。

おかげさまで、町内でも協働のまちづくり活動が定着してきたものもありますが、これをもっと活発にして魅力的で住みよい寒川を全町民に感じていただくためには、町民の皆様のなかでも日頃からまちづくり活動に取り組まれている団体の皆様のご理解、ご協力が不可欠なものと考えています。

いま、自治基本条例に基づき設置されたまちづくり推進会議では、この協働のまちづくりを進める上での課題を把握するとともに皆様のまちづくり活動をサポートできる方法や町民をはじめ各種団体の協働を可能とする仕組みづくりなどを検討しているところで、皆様のご意見をこれに活かしたくアンケートを実施させていただきたいと思っておりますので、ご協力下さい。団体の中において意見交換等をしていただき、ご回答いただけると幸いです。

お忙しいところ大変恐縮ですが、平成25年 月 日 () までに同封の封書にてご回答いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、アンケートは代表者の方が記入していただきますようお願いいたします。今後、お知恵を拝借させていただく場合もあろうかと思っておりますのでその際はよろしくお願いいたします。なお、アンケートの結果につきましては町のホームページなどで公表してまいります。

※町ホームページ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

お問い合わせ先

寒川町町民部協働文化推進課協働担当 伊藤、吉田

電話 0467-74-1111 内線 222

FAX 0467-74-9141

Mail kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp

<寒川町まちづくり推進会議について>

寒川町まちづくり推進会議は寒川町自治基本条例（以下、「条例」という。）に基づき設置されている町の付属機関です。

公募の町民、町議会の議員、町教育委員会、町農業委員会の委員、町の公共的団体の役員等、学識経験者で構成されています。

（現在20名）

年3回程度の会議を中心としながら、必要に応じて別に会議を開催し、条例の推進や、町政運営に対する町民の参画に関することなどについて町への提言等を行っています。

<寒川町自治基本条例とは>

寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおける町民の権利と責任及び町の役割と責任を明らかにすることにより、町民主体の自治の実現を図ることを目的としています。

※条例における「町民」の定義には、町内で活動する民間非営利団体その他の団体も含まれています。



寒川のまちづくりに向けたアンケート

まず、寒川町自治基本条例についてお聞きします。

1 寒川町に自治基本条例が定められていることを知っていましたか。

- ① 名称だけ知っていた。
- ② 町民と町が協働してまちづくりを進めるということなど内容もある程度知っていた。
- ③ 知らなかった。

この条例では、町はまちづくり活動を行う団体に対して活動に有用な情報の提供等の必要な支援をすることになっており、皆さんの普段の活動がまちづくりに結びつくことが考えられます。(条例第 23 条 資料 10 ページ)。

2 町からあなたの団体の活動に必要な情報は、伝わっていますか。

- ① 伝わっている。
- ② 十分伝わっていない。
- ③ 活動上それほど必要でない。

3 前問で②の場合、その主な原因は何だと思えますか

- ① 資料は作っているが広報紙やホームページなどで提供されていない。
- ② 町に情報はあがるが、それが資料として作成されていない。
- ③ 情報や資料があるのかわからない。
- ④ その他 [

4 町から提供された方がよいと思われる情報(資料)がありましたらご記入をお願いします。

[

いま、町民の町政への参加の権利を保障するものとしてパブリックコメント(重要な計画などの策定、実施するときに町民の意見を求めること。条例第 24 条 資料 11 ページ)や審議会等への公募委員としての参加(条例第 21 条 資料 9 ページ)などが制度化されています。また、町民の意思を直接確認する手段として住民投票(条例第 24 条 資料 11 ページ)を行うことができるとなっており、住民投票に関するその他の事項は条例で定めることになっていますが、まだ定められていません。

5 そこでお聞きしますが、貴団体としては次のどの考えに近いですか。

- ① 町が他に優先してやる可能性があるということなら、定めると決まっても住民投票の制度化は先に延ばしてもよい。
- ② 今後、町民の意思を求める案件が出ないとも限らないし、町として決めたことであるから住民投票ができるようにしておいた方がよい。
- ③ わからない。

また、町民と町が適切な役割分担のもとに協力しあい、魅力的で住みよい町とするため、次のまちづくりの指針が定められています。

まちづくりの指針（条例第5条 資料4ページ）

- 1 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり
- 2 子育て環境の整ったまちづくり
- 3 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり
- 4 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり
- 5 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり
- 6 保健と福祉の充実したまちづくり
- 7 産業が発展し活力のあるまちづくり
- 8 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

そこでおたずねしますが、

6 魅力的で住みよい町とするため、上の1から8までのうち何番が一番重要だと思いますか。一番重要と考えるまちづくりの番号を1つ記入してください。

一番重要と考えるまちづくりの番号（ ）

7 そのほかに関心のあるまちづくりはありますか。上の1から8までの中からお選びください。

関心のあるまちづくりの番号（ ）（複数選択可）

8 貴団体の活動分野は上の1から8までのどの番号に該当しますか。

貴団体の活動分野（ ）（複数選択可）

9 前問で選ばれた関心のあるまちづくりについて声かけがあった場合、他の団体のみなさんと一緒にまちづくりにかかわってもよいと思いますか。

- ① 既に他の団体と連携して活動している。
- ② 連携して活動してみたい。
- ③ 関心はあるが連携するかどうかわからない。

10 また、関心のあるまちづくりについて、町の担当者から町や他の団体と連携、協力して活動をお願いする場合、町の担当者が気を付けること、あるいは配慮してもらいたい点がありますか。

① ある。具体的に

② 特にない。

③ わからない。

11 ところで、魅力的で住みよい町とするためのまちづくりに、町民みんなで取り組む雰囲気があると思いますか。

① あると思う。

② あると思わない。

③ わからない。

12 前問で①又は②の場合、それはどんなときに感じますか。

具体的に

13 町民が、まちづくりにつながる地域の活動にさらに参加しやすくするために、町はどのような支援やとりくみを行うべきと考えますか。

特に重要だと思うことに2つまで○をつけてください。

① 地域活動リーダーの育成や知識修得セミナーを実施する。

② まちづくりを行っているグループ、団体の情報を集め情報として提供する。

③ 会合の場所を確保できるよう支援する。

④ 活動上で困っていることを解決してくれる専門家を紹介する。

⑤ 先駆的な取り組みを行っている活動への人的支援を行う。

⑥ 町が持つまちづくりの課題などの情報をわかりやすく広報する。

⑦ その他 具体的に

14 あなたの団体が、活動していくうえでいま困っていることで、町が支援すべきと思われるものがありますか。

① ある。

具体的に

② 特にない。

③ わからない。

16 最後におたずねしますが、現在の財政状況下、新たな「町民活動支援センター」のようなハコものを作るより、いま町内に3つある公民館を活用して町民をはじめ町内のいろいろなグループや団体が連携、協力してまちづくりが展開される拠点としたらどうか、という意見があります。

そこで3つの公民館をまちづくりを推進する拠点とすることについて、賛成、反対あるいはまちづくりを推進する拠点とする場合に何か注文したいことがありましたらご意見をお願いします。

① 賛成

② 反対

③ わからない

ご意見（具体的に）

～最後までアンケートにご協力いただきありがとうございました。～

今後、お知恵の拝借などでご協力をお願いする場合がありますので、そのご連絡のためによろしければ団体名及び連絡先のご記入をお願いします。

団体名 ()

代表者連絡先（住所・電話・メール）